

広域漁業調整委員会の今後の役割等について
(前回会合でのご意見等)

令和8年2月17日

<p>太平洋広域漁業調整委員会 (令和7年11月4日)</p>	<p>●対象資源 ・まき網や定置など幅広く関係するブリについても、広調委で意見交換できるのではないかな。</p> <p>●広調委の位置付け ・管理を進める上で生じた問題を共有する場として広調委を使っていくこともできるのではないかな。</p> <p>・改正漁業法において、数量管理をベースにすることとなり、広調委の役割と重なってしまった。数量管理と広調委で分けるより、一括して対応した方がいいのではないかな。</p> <p>●広調委指示について ・禁漁区、禁漁期、サイズ規制などに広調委指示を活用できるのかな。</p> <p>・改正漁業法は数量管理を基本とすることとされており、数量管理が適切に行われていけばよいのではないかな。</p> <p>・委員会指示は、これまでやってきた取組を担保するというのが本来の目的。委員会指示を都合よく使わない方がいいのでは。</p> <p>●資源評価について ・再生産関係は5年毎に見直すことになっていると思うが、浮魚についてはそれよりも頻繁な検証が必要。</p>
<p>瀬戸内海広域漁業調整委員会 (令和7年11月14日)</p>	<p>●対象資源 ・サワラについては広調委指示があるので詳細な話も必要になるが、トラフグについては広調委でそれほど詳しい説明は要らないように思う。</p> <p>●遊漁対応 ・遊漁のことを何とかしたい。取締りなども含め、何とか対応できないかな。</p> <p>・遊漁対応については、遊漁関係者をオブザーバーや有識者として広調委で話を聞くなどもできるのではないかな</p> <p>●広調委の役割 ・TAC管理だけではうまくいかないことについて、各委員は各府県に持ち帰って、次の広調委のときにそれぞれ結果を報告するようなことをしてもいいのではないかな。</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会
(令和7年12月2日)

●対象資源

・ほとんどの魚種がTAC管理での議論をしている中、必ずしも広調委の場で同じような議題を議論する必要はないのではないか。

・TAC魚種については、制度設計をするうえで、TAC意見交換会、ステークホルダー会合、水政審、パブコメ等の様々な手続きを経て積み上げていく仕組みが既にある。TACに指定された魚種は、広調委の対象からは外すことも考えられる。

・資源管理のために禁漁期を設定しているが、関係県とのズレがあったりする。広調委で調整を行うのが適しているのではないか。

・水産庁でアンケートを取って、その中で順序付けをして委員会で審議するのもよいのではないか。委員それぞれ、議論したいことはあると伺う。

●会議の簡潔化

・報告だけで済むようなものもあるだろうし、簡潔化させていくのが良いと思う。

●広調委の役割

・TACに移行したからといって広調委での役割が無くなるわけではなく、広調委では、現場の方が困っていることを積極的に聞き、提案を促す場ではないか。現場をよく知る漁業者からの問題提起も有益。

●その他

・ステークホルダー会合や資源管理手法検討会などの資源管理関係会議の手ごたえはどう感じているのか。漁業者の意見の吸い上げが狭いのでは。TACの運用については、きめ細かい管理が必要。

広域漁業調整委員会の 今後の役割の検討について

令和7年11月

背景

1 背景

広域漁業調整委員会（広調委）は、これまで、クロマグロ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミに関する「委員会指示」の発動など、複数都道府県にまたがる海域を回遊する広域資源の管理に重要な役割を果たしてきた。

一方で、平成30年に漁業法が改正され、資源管理の基本をTAC管理とすることとなり、TAC対象種及び候補種については、広調委とは別に意見交換等を行う場が設けられるようになった。このため、広域資源の管理に対する広調委の役割について、令和7年春の広調委において、事務局から以下の提案を行った。

2 令和7年春の広域漁業調整委員会での事務局からの提案

今後の広調委は、漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、例えば、小型魚の漁獲抑制や届出制の導入などに関し、省令や漁業調整規則を行う前段階として、「委員会指示」を出すことで、重要な役割を担っていただける部分が大いのではないかと考えている。

こうした考えの下、まずは、漁業法に基づく資源管理における今後の広調委の役割について、水産庁で案の検討を行った上で、本年秋に開催予定の広調委において、委員の皆様にご議論いただくこととはどうかと考えている。



上記を踏まえ、まずは、広域漁業調整委員会で取り扱う資源について、「委員会指示」の有無に焦点を当てて、取り扱う意義をご議論いただきたい。

広域漁業調整委員会で取り扱ったことのある資源について

	関係する委員会等	委員会指示の有無	最新の委員会指示の有効期間
マサバ太平洋系群【TAC】	太平洋委	無	—
太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会	無	—
太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会	有	R7.03.04～R8.05.31
伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会	無	—
伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会	有 (現在は失効)	R3.01.01～R3.12.31
サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委	有	R7.04.01～R8.03.31
カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘) 【TAC】	瀬戸内委	無	—
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委	無	—
日本海沖合ベニズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委	無	—
日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ【TAC】	日本海・九州西委	無	—
スケトウダラ日本海北部系群【TAC】	日本海・九州西委 日本海北部会	無	—
日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会	無	—
日本海西部アカガレイ、ズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委 日本海西部会	無	—
有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会	有	R7.04.01～R8.03.31
九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会	有	R7.05.01～R8.05.31
南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会	無	—
太平洋クロマグロ【TAC】	日本海・九州西委、太平洋委、瀬戸内委	承認：有 遊漁：有	承認：R7.01.01～R9.03.31 遊漁：R7.04.01～R9.03.31

検討事項

委員会指示が無いもの

- (1) 漁業法に基づく資源管理の推進のため、委員会指示を活用することはできないか。
- (2) カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘) のように、報告の必要性が生じた場合にのみ広調委に報告することはできないか。

委員会指示が有るもの

委員会指示の改正等の必要性に応じて協議